

# 第3回 小学校再編準備委員会 次第

日時 令和6年2月15日(木)

午後6時から

会場 市役所東庁舎 東大会議室

## 1 開 会

## 2 教育長あいさつ

## 3 会議事項

(1) 学校プールの整備運営方針について

(2) 校章・校歌について

(3) 通学方法について

(4) その他

## 4 その他

## 5 閉 会

# 学校再編について

## I 大町市立学校プール施設の運営及び整備方針

### 1 背景と目的

大町市立学校のプール施設は、建設整備から長い年月が経過し、施設の老朽化が進んでいます。その中で、子どもたちに良質な水泳授業を提供するための環境をどのように構築していくかが課題となっています。

また近年では、全国的にも学校プールの維持・管理や、廃止・集約化等も含めた議論が話題に挙がるようになってきています。議論のきっかけには、プール施設の老朽化問題があり、学校プールが稼働する約2か月（6月上旬～8月上旬）の短期間に対して、運営や施設管理に係る費用や先生の負担などが相応しないという考え方も大きな要因となっています。このような背景から、単に施設の老朽化対策にとどまらない多様な視点における新たな取組を推進する動きが活発化してきています。

本市においては、施設の老朽化に伴う民間プールの活用を、第一中学校が平成25年度から開始し、その翌年には仁科台中学校、現在は大町北小学校、大町中学校及び八坂小中学校後期課程が活用している状況となっています。

については、これまでの経緯を踏まえ、教育委員会では、学校プール施設及び水泳授業に関する現状を整理し、民間事業者との連携をはじめとする新たな水泳授業の取組など、幅広い視点も含めた未来思考のより良い水泳学習環境の構築に繋げていくことを目的に、今後の「学校プール施設の運営及び整備方針」を定めることとします。

### 2 各学校プール施設の現況（令和5年12月現在）

学校プールの設置状況は、下表のとおり1971年から1998年に建設した屋外プールが設置されています。一般的にプール施設については法定耐用年数が30年、事後保全等を加えることで約45～60年程度使用できるとされていますが、ほとんどのプールの築年数が約40～50年に該当し、施設や設備の老朽化が進んでいる状況です。

現在は、老朽化への対応として、応急的な修繕工事等を行いながらプールの維持・管理を行っています。

学校名	施設内容	建築年	備考
大町東小	大・小プール（敷地：1,689㎡） 大：25m×6コース、小：82.5㎡	S56(1981)年7月	
		※ 築42年	
大町西小	大・小プール（保有：1,335㎡） 大：25m×6コース、小：106.14㎡	S59(1984)年7月	
		※ 築39年	
大町南小	大・小プール（保有地：1,275㎡） 大：25m×6コース、小：91㎡	S54(1979)年7月	
		※ 築44年	
大町北小	大プール（1,535㎡） 25m×7コース（浅瀬部分：120㎡）	S52(1977)年7月	施設老朽に伴い、 民間プール活用
		※ 築46年	
八坂小中 (前期課程)	大・小プール（保有：1,655㎡） 大：25m×6コース、小：62.5㎡	S63(1988)年7月	
		※ 築35年	
八坂小中 (後期課程)	大プール 25m×6コース	H10(1998)年3月	民間プール活用
		※ 築25年	
美麻小中	大・小プール（保有：992㎡） 大：25m×6コース、小：70㎡	S52(1977)年7月	
		※ 築46年	
旧一中	大プール（保有地：1,473㎡） 25m×8コース	S46(1971)年8月	施設老朽に伴い、 未使用
		※ 築52年	
大町中 〔旧仁中〕			民間プール活用

### 3 水泳授業に係る経費

#### (1) 学校プール授業の経費

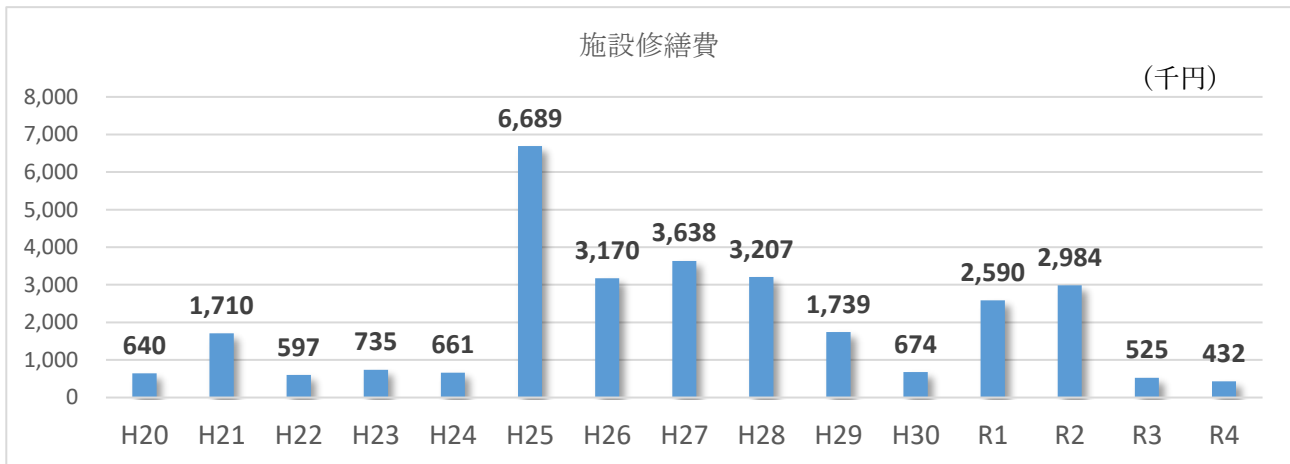
##### ア 維持管理費

過去15年間の実績を基に、1校当たりの年間維持管理費を算出（概算）

水道代	50万円
ろ過機保守点検料	15万円
水質検査料	25万円
消毒薬剤費	30万円
合計	120万円

##### イ 修繕費

過去15年間の実績



※ H20～R4(15年間)の修繕費合計 29,991千円：年平均 1,999千円

#### 【主な修繕一覧】

年度	学校	修繕内容	金額(円)
H21	八坂小	プールろ過機修繕工事	492,660
	一中	プール飛び込み台修繕工事	498,750
H25	南小	プール屋外給水管修繕工事	497,700
	南小	プール屋内給水管修繕工事	499,800
	南小	プールインターロッキング改修工事	1,449,000
	北小	プールろ過機改修工事	1,467,900
	北小	プールインターロッキング改修工事	1,386,000
	北小	プール漏水検査及び修繕工事	499,800
H26	南小	プールろ過機修繕工事	475,200
	南小	プール脇床版改修工事	1,944,000
H27	東小	プールサイド改修工事	2,192,400
	八坂小	プールろ過機修繕工事	403,920
H28	西小	プール平板改修工事	2,376,000
H29	北小	プール吸込み・吐出配管及びろ過機修繕工事	838,944
R1	北小	プール東側擁壁改修工事	997,920
	美麻	プール棟屋根修繕工事	576,720
R2	八坂小	プールポンプモーター取替工事	817,300
	美麻	プール棟トイレ給水管修繕工事	820,600
主な修繕該当年(8年)の合計額(18,234,614円)の年間平均額			2,279,326

(2) 民間プール活用授業の経費（令和5年度実績）

ア 施設概要

施設名称	大町スイミングスクール	営業時間	12:00～20:00
施設住所	大町市大町 5893（大原町）	建築年	昭和 61 年頃
施設内容	屋内プール 25m×6 コース・水深 1.1～m コンクリート製 トイレ、更衣室ほか		

イ 施設利用料等

- ・利用料：1 回 46,800 円（指導料込・税込）
- ・1 回の利用時間帯：9:00～12:00

学校	利用回数※	利用時期	利用料
大町北小	20 回	6 月～7 月	936,000 円
大町中	12 回	10 月	561,600 円
八坂小中（後期）	2 回	5 月～6 月	93,600 円

※1 回の利用例（大町北小）

- ① 9 時～10 時 30 分、2 学年（2-1・2-2 の 2 学級）、計 45 人
- ② 10 時 30 分～12 時、5 学年（5-1・5-2 の 2 学級）、計 44 人

ウ 移動料金（移動方法：校外活動バス利用）

学校	貸切バス運賃（税込）
大町北小	利用なし（徒歩移動）
大町中	34,140 円×11 日 + (24,840 + 23,940) 円×1 日 = 466,752 円
八坂小中（後期）	31,230 円×1 日 + 32,130 円×1 日 = 69,696 円

エ 経費

学校	施設利用料等	移動料金	合計
大町北小	936,000 円	0 円	936,000 円
大町中	561,600 円	466,752 円	1,028,352 円
八坂小中（後期）	93,600 円	69,696 円	163,296 円

#### 4 学校プールの運営及び整備方針の検討

水泳授業は、「水泳系で求められる身体能力を身に付けること、また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこと」を目的に、学校プールによる授業を基本に実施しています。

しかし、学校プールでの水泳授業は、天候の制約を受けることも多く、計画どおりの実施が難しい現状があります。

また、近年は猛暑により、特に夏休みにおける自宅からプールまでの移動の際に熱中症が危惧され、また、監視員の不足による安全管理の面からも、夏休みの学校プールを開放していない学校もあり、学校プールの稼働日数は減少しています。

学校プールにおける安心・安全な授業の実施には、ろ過装置などの機器の点検清掃、毎日の水質管理などの施設の安全管理が必要であり、施設の運営経費は、これまでの実績により施設設備を維持管理するための保守費用、光熱水費、薬品費等で1校当たり年間120万円と試算しています。また、過去15年間の修繕費は年間平均で約200万円となっており、今後はプール施設の老朽化による修繕費用の増嵩が見込まれる状況となっています。

さらに、施設の大規模改修や更新については、利用が短期間に限られていること、高額な工事費用を要することから、慎重な検討の上、実施することが必要です。

学校プール・民間プール活用によるメリット及びデメリット

	メリット	デメリット
学校プール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨機応変な水泳授業ができる。</li> <li>・ 移動時間が不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時期や天候に左右される。</li> <li>・ プール管理の人的及び経費的負担がかかる。</li> </ul>
民間プール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時期や天候に左右されず、計画的な水泳授業ができる。</li> <li>・ 専門のインストラクターを活用した水泳指導ができる。</li> <li>・ 事故や緊急時の設備が充実しており、安全性が担保されている。</li> <li>・ 教員の水泳指導のスキルアップの機会となる。</li> <li>・ 学校プールの衛生管理にかかる人的負担が軽減できる。</li> <li>・ プール設置場所の跡地（建設候補地）を有効に活用することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間プール施設までの移動時間がかかる。</li> <li>・ 民間プールの受入れ対応を踏まえた実施時期の調整が必要となる。</li> </ul>

以上の内容を踏まえ、安心・安全な状況下で円滑に水泳授業ができるよう、今後の学校プール施設の運営及び整備方針を以下のとおりとします。

### 5 学校プールの運営及び整備方針（案）

水泳授業は、各校において現在運用しているプール授業を基本に実施することとし、現に使用している学校プールについては、必要な保全工事等を計画的に行い、今後も長く使用できるよう適切な維持管理に努め運営します。

なお、今後の保全工事等については、プールの利用が短期間であることから、工事に要する経費負担のほか、民間プール活用による児童生徒の安全性、教職員の負担や費用等について総合的な検討を行い、工事实施の適否について判断することとします。

以上を踏まえ、小学校が再編となる令和8年度以降の水泳授業については、以下のとおり行うこととします。

学校プールを使用	民間プールを使用
大町南部小学校 八坂小中学校（前期課程） 美麻小中学校	大町北部小学校 大町中学校 八坂小中学校（後期課程）

## Ⅱ 大町北部小学校プールの整備について

令和8年度に開校する大町北部小学校のプール整備については、「学校プール施設の運営及び整備方針」及び各校におけるプールの運用状況並びに民間プール活用との費用比較等による総合的な検討を行い、整備の実施について判断することとします。

### 1 ライフサイクル費用比較

自校プール授業に係る費用と、民間プールを活用した授業に係る費用をそれぞれ算出し、比較します。

なお、自校プール授業に係る費用については、プールの水槽やその防水、ろ過装置や給排水管などの設備は、経年劣化により大規模な改修や交換が必要となることに加え、耐用年数を踏まえ、30年のライフサイクル費用を算出し、その年間費用により比較を行うこととします。

#### (1) 自校プール授業に係る費用

項目	費用	摘要
初期費用	250,000,000円	プール建設費 …①
維持管理費用	1,200,000円	過去15年間における年間平均概算費用 [水道料・ろ過機保守点検料、水質検査料、消毒薬剤費] …②
ライフサイクル費用	286,000,000円	①+②×30年 …③
年間費用	<b>9,533,333円</b>	③÷30年 …①

#### (2) 民間プールを活用した授業に係る費用

項目	費用	摘要
民間プール利用料	4,212,000円	90回×46,800円(指導料込) [18学級](R8見込み) …①
バス利用料	2,398,500円	90回×26,650円 [大型バス1台・5時間・延距離10km] (R8見込み) …②
年間費用	<b>6,610,500円</b>	①+② …②

#### (3) 比較

① 自校プール授業に係る年間(換算)費用 : 9,533,333円

② 民間プールを活用した授業に係る年間費用 : 6,610,500円

**年間差額 : 2,922,833円 (①-②)**

### 2 大町北部小学校プール整備方針(案)

大町北部小学校のプール整備について、水泳授業に係る費用は、上記「1 ライフサイクル費用比較」により、民間プールを活用した授業が、自校プール授業に比べ年間で少なくとも約300万円経費的に優れていること、現大町北小学校では既に民間プールを活用し授業を行っていること、民間プール施設との距離が近いこと及び「学校プール施設の運営及び整備方針」の内容を踏まえ、大町北部小学校のプール整備は行わないこととします。

## 校章・校歌について

### 1. 校章について

#### (1) 中学校再編における大町中学校校章の検討経過

R3. 9. 28 学校再編準備委員会（中学校）設置

R3. 10. 26 第1回 校名等検討委員会において、校章を一般公募することです承

R4. 1. 21 教育委員会において新中学校の校名候補の協議・選定（大町中学校）

R4. 2. 8 第3回 校名等検討委員会において、校章の募集要項について協議

R4. 3. 15 大町市立学校設置条例の一部改正案 可決

R4. 3. 23  
～ 4. 30 大町中学校の校章デザインを募集

R4. 5. 18 第4回 校名等検討委員会において、校章選定委員会議を設置し協議をすることです承

R4. 6. 8 新中学校校章選定委員会議において、校章候補4点を選定し、教育委員会へ報告

R4. 6. 23 教育委員会において大町中学校の校章を選定

#### (2) 大町中学校校章デザイン募集要項及びチラシ 次ページ以降のとおり

#### (3) 大町北部小学校・大町南部小学校校章の選定について

## 大町市新中学校「校章デザイン」募集要領

新中学校の校章として、市民の皆さんから親しまれ、新しい校名の由来からイメージされる学校にふさわしいシンボルとなる校章デザインを募集する。

### 1 応募締切

令和4年4月30日（土） ※消印有効

### 2 応募資格

市民または市出身者や卒業生等ゆかりのある市外在住の方とする。個人、グループは問わない。

### 3 校章デザイン（案）の募集内容と注意事項

- (1) 10センチメートル四方程度の大きさのデザインとする。最小1センチメートル四方サイズに縮小し使用してもイメージや安定感が損なわれないこと。
- (2) デジタルデザインの場合は、ファイルサイズ3MBまでとする。ファイル形式は「JPEG」もしくは「GIF」とする。
- (3) 配色は、モノクロとしグラデーションは不可とする。
- (4) デザインの意図や理由などを記入する。
- (5) 作品は、応募者が創作した未発表（他の著作権にふれない。）のオリジナルデザインに限る。第三者からの異議申し立てなどがあつた場合は、費用負担等を含め応募者の対応とする。
- (6) 作品に関する一切の権利は、大町市教育委員会に帰属する。
- (7) 採用作品及び採用候補作品には薄謝を進呈する。
  - ① 採用作品（1点）…………… 2万円の金券
  - ② 採用候補作品（数点）… 500円の金券
- (8) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- (9) 応募点数に制限はないが、作品応募は1点ずつとする。応募用紙等の返却は行わない。
- (10) 作品は、専門家等により一部補作・修正を行う場合がある。

### 4 応募方法

- (1) 応募用紙または任意の様式で、次のいずれかの方法による応募とする。応募用紙は各戸配布（3月23日組み込み）及び市の施設窓口に設置、市ホームページでも公開する。
    - ① 学校教育課および各公民館窓口への持参
    - ② 郵送による送付（〒398-8601大町市大町3887番地 大町市役所 学校教育課）
    - ③ 電子メールによる送信（メールアドレス gakkou@city.omachi.nagano.jp）
- ※ ファックスによる応募は、不鮮明のため不可とする。



(2)応募者の氏名、住所、年齢、連絡先を記載する

※ 匿名は認めない。グループの場合は代表者とする。個人情報目的外に使用しない。

## 5 選定方法

作品は学校教育課で取りまとめ、学校再編準備委員会及び校名等検討委員会で応募作品の整理・候補選考し、教育委員会へ報告する。

※ 児童・生徒募集についての詳細は別紙『新中学校「校章デザイン」の生徒（案）募集について』のとおりとする。

※ 応募者へ個別の結果通知は行わないが、採用者のみ結果通知を行う。

## 6 校章公表

市定例記者会見で公式発表する。併せて、市広報紙または学校再編NEWS及びホームページ等で周知する。

## 7 問い合わせ先

大町市教育委員会 学校教育課 Tel0261-22-0420

# 新中学校「校章」デザイン募集

採用作品(1点)に金券(2万円分)進呈  
採用候補作品(数点)に金券(500円分)進呈



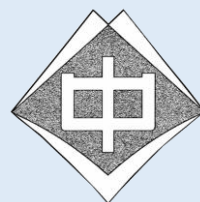
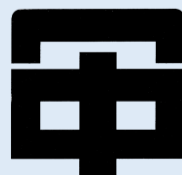
市教育委員会では、「第一中学校」と「仁科台中学校」を1校に再編し、令和5年4月に開校予定の新中学校の校章デザインを募集します。

【新校名:大町市立大町中学校】

校章は、学校案内や校旗など様々な場所で使用されます。市民の皆さんから親しまれ、新しい校名からイメージされる学校にふさわしいシンボルとなるデザインをお寄せください。

募集  
締切

令和4年4月30日(土)  
※ 消印有効



【第一中学校 校章】 【仁科台中学校 校章】

応募  
資格

市民または市出身者や卒業生等ゆかりのある市外在住の方  
※ 団体やグループでの応募可

応募  
方法

応募用紙(裏面)に、氏名、住所、年齢、連絡先を明記のうえ、次のいずれかの方法により応募ください。応募用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。

- ① 学校教育課又は各公民館窓口への持参
- ② 郵送による送付
- ③ 電子メールによる送信

※ 注意事項

- ・ファックスによる応募は受付できません。
- ・匿名の応募は受付しません。
- ・個人情報 は 目的外 に 使用 しません。ただし、採用作品の応募者氏名は公表いたします。
- ・グループ等の場合は代表者の方の氏名等を記入してください。



## 【応募の送付先等、連絡先】

大町市教育委員会事務局 学校教育課学校再編係

住所: 〒398-8601 大町市大町3887 番地 大町市役所 学校教育課

電話: 0261-22-0420 (内線614)

HP: <http://www.city.omachi.nagano.jp> / E-mail: [gakkou@city.omachi.nagano.jp](mailto:gakkou@city.omachi.nagano.jp)

# 新中学校「校章」デザイン応募用紙

【校章デザイン（図案）】		【デザインの理由など】	
氏名 (グループ名)		年齢	歳
住所			
連絡先			

## □ 校章デザイン(図案)の募集内容と注意事項

- (1) 10センチメートル四方程度の大きさのデザインとします。最小1センチメートル四方サイズに縮小し使用してもイメージや安定感が損なわれないものとしてください。
- (2) デジタルデザインの場合は、ファイルサイズ3MBまでとします。ファイル形式は「JPEG」もしくは「GIF」としてください。
- (3) 配色は、モノクロとしグラデーションは不可とします。
- (4) デザインの意図や理由などを記入してください。
- (5) 作品は、応募者が創作した未発表（他の著作権にふれない。）のオリジナルデザインに限ります。第三者からの異議申し立てなどがあつた場合は、費用負担等を含め応募者で対応するものとします。
- (6) 作品に関する一切の権利は、大町市教育委員会に帰属するものとします。
- (7) 応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- (8) 応募点数に制限はありませんが、作品応募は応募用紙1枚につき1点とします（コピー可）。応募用紙等の返却は行いません。
- (9) 作品は、専門家等により一部補作・修正することがあります。

## □ 選定方法

応募作品の中から、学校再編準備委員会で新中学校にふさわしい校章デザインを検討し、市教育委員会において正式に決定します。選定結果は、市の広報紙及びホームページでお知らせします。

※ 応募者へ個別の結果通知は行いませんが、採用された方には通知いたします。

## 2. 校歌について

### (1) 中学校再編における大町中学校校歌の検討経過

R3. 9. 28	学校再編準備委員会（中学校）設置
R3. 11. 30	校名等検討委員会において、専門家による会議（校歌検討有識者会議）にて作詞・作曲家を選考することです承
R3. 12. 21	校歌検討有識者会議において、作詞を伊東 恵司（みなづき みのり）氏を選考
R4. 5. 2	伊東恵司氏来市。作詞制作について承諾を得る。 作曲家として土田豊貴氏を推薦いただく。
R4. 6. 7	伊東恵司氏と大町中学校校歌制作について「校歌制作に関する基本契約書」を締結
R4. 9.	大町中学校校歌 歌詞完成
R4. 12.	大町中学校校歌 完成

### (2) 校歌検討有識者会議

#### ア 委員構成

所 属 等 (当時)	氏 名	備 考
豊科北中学校 校長	内川 雅信	県音楽教育学会会長
中条小学校 校長	工藤 美恵	県合唱大会実行委員長
長野県合唱連盟 理事長	中村 雅夫	
元本郷小学校 校長	長澤 昭壽	大町岳陽高校校歌選定関係者
大町市少年少女合唱団 指導者	山崎 郁子	
第一中学校 校長	木下 政道	
仁科台中学校 校長	輿 幸雄	

#### イ 会議での方針

- 作詞家の伊東恵司（みなづき みのり）氏に、校歌作成を依頼する方向とする。
  - 中村先生から打診をしていただく。その際、中学生のアイデアを受け入れながら引き受けてもらえるか確認。また、作曲家の紹介も含めて検討いただく。
  - 歌詞素材の一般公募は行わない。中学生（在校生）からのみ素材を集める。
- ※ 1月中に、どういう校歌がよいかも含めて両校長に任せる。

### (3) 大町北部小学校・大町南部小学校校歌の制作について

## 通学方法について

### 1. 小学校における通学のきまり

#### □ 大町西小学校「学校生活のやくそく」(抜粋)

##### 2. 校外のやくそく

(1) 元気に歩いて登下校しましょう。

○ 必ず決められた通学路を通り、より道をしないようにしましょう。

○ 防犯ブザー（防犯ホイッスル）を身につけて自分の身を守るように心がけましょう。

○ 道路を渡る時は横断歩道のあるところを渡りましょう。

・ 曲がってくる車に注意し、自分の目で安全であることを確かめましょう。信号が青でも、必ず安全であることを確認してから渡りましょう。

・ 道路は手をあげて渡りましょう。止まっていたいただいた車の運転手さんにお礼を言いましょう。

○ 歩道のあるところは必ず歩道を通行しましょう。

・ 石や棒などをもったり、投げたり、けったりなど、迷惑になることしないようにしましょう。

・ 他人の家の敷地には入らないようにしましょう。

(2) 見知らぬ人に誘われても、ついて行ったり、物をもらったりしないようにしましょう。変わったことがあったら、大人に助けを求め、すぐに警察と学校へ連絡しましょう。

(3) 夜間の一人歩きはしないようにしましょう。

#### □ 大町北小学校「年度当初の安全・事故防止に関する指導」(抜粋)

##### 2 登下校について

(1) 決められた通学路を登下校する。防犯ブザーをランドセルにつけて携帯する。また、なるべく熊鈴をつけるようにする。

(2) 横断地下道を利用する場合は、ごみを捨てたり、落書きをしたり、非常ベルや蛍光灯などに対してのいたずらをしない。(非常ベルを誤って押した場合は、ノブを引けば止まる)

(3) バイパス道路を横断するときは、歩道橋を必ず通る。(自転車は別)

(4) バス通の人は、車の内外で騒いだり、ふざけたりしない。また、集合場所では静かに待ち、バスの前後の横断は絶対しない。

(5) 田畑の中に入ったり、田畑の中に石を投げ入れたりすることはしない。また、田んぼに入れている水をかまわない。用水路やため池には近づかない。

(6) 道路は右側（歩道のあるところは歩道）を歩き、遊びながら歩いたり、車道に飛び出したり、横に広がったり（2列以上）しない。

(7) 道路を横断するときは、左右を確認してからきちんと手を挙げて素早く渡る。また、止まっていたいただいた車の運転手さんには軽く会釈をし、お礼の気持ちを伝える。

(8) その他危険箇所については地区児童会で確認をし、安全に気をつけて登下校する。

## 2. 大町中学校の課題

4月に開校した大町中学校における、開校後の通学方法に関する課題

- ・ スクールバスの適用範囲に関すること（特に冬季の適用範囲）
- ・ 通学距離に関すること（計測地点は生徒昇降口）

## 3. 現状で考えられる課題

### (1) 共通の課題

- ・ スクールバスの適用範囲

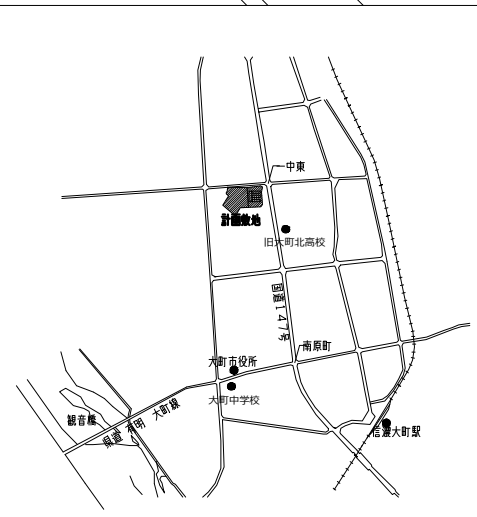
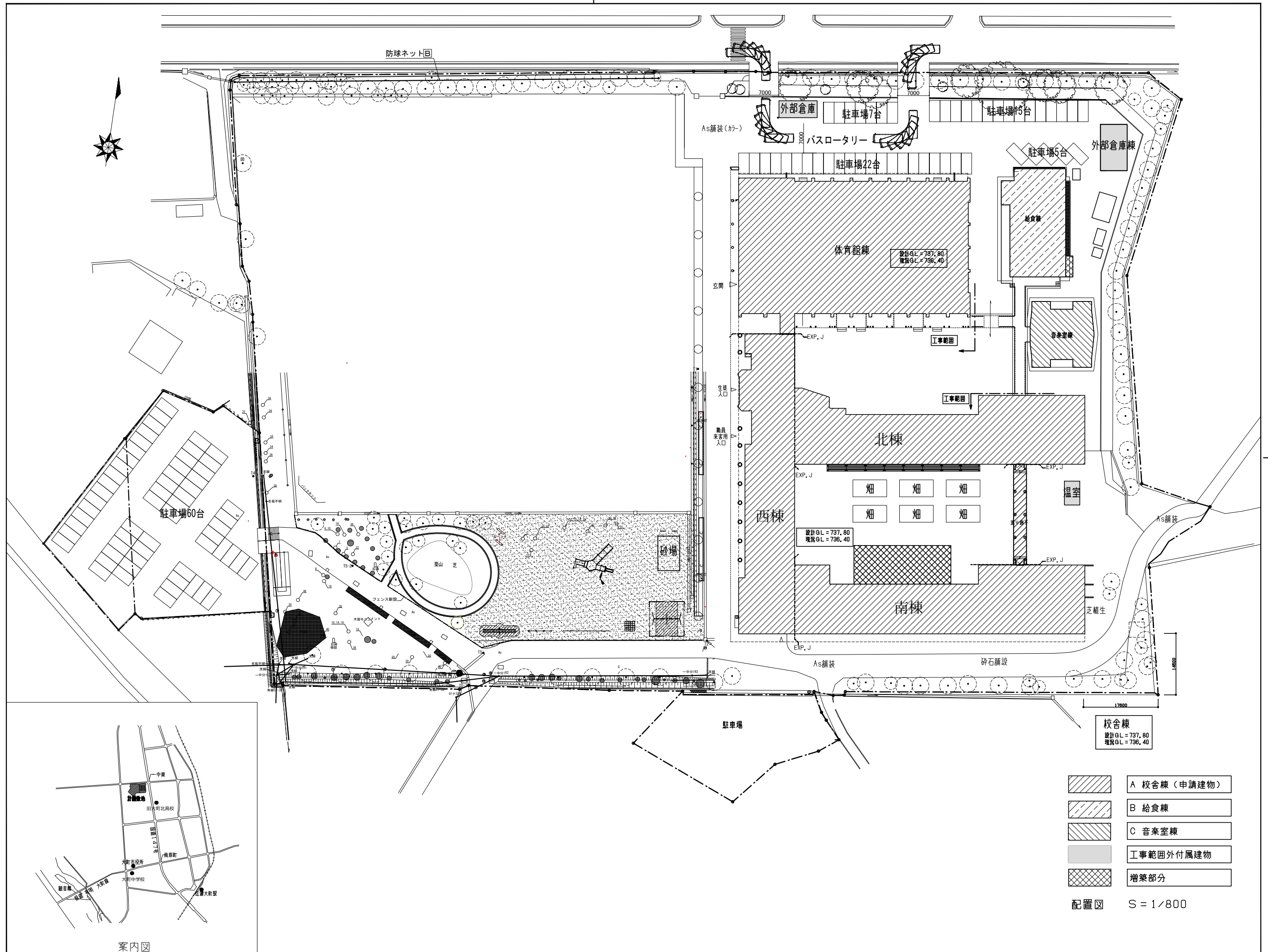
※ 大町中学校は、学校から直線距離で 2.5km（冬季は 2km）以上がスクールバスの適用範囲

### (2) 大町北部小学校

- ・ 通学経路（現小学校から大町北部小学校まで）

### (3) 大町南部小学校

- ・ 遠方から通っている大町南小学校児童の通学方法



	A 校舎棟 (申請建物)
	B 給食棟
	C 音楽室棟
	工事範囲外付属建物
	増築部分

配置図 S = 1/800

